

報道関係者 各位

令和4年11月7日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 朝長 亮一郎

地方待遇改善推進指導官 半田 将司

電話番号 048(600)6210

令和4年4月からパワーハラスメント防止対策が 全企業に義務化されました！

～12月は「職場のハラスメント対策強化月間」です～

令和2年6月1日から、労働施策総合推進法（以下「法」という。）に基づき、大企業に対してパワーハラスメント防止対策が義務付けられていますが、中小企業に対しても令和4年4月1日より義務化されました（資料1）。

厚生労働省埼玉労働局（局長 ^{くちら しゅんじ} 久知良 俊二）は、12月の「職場のハラスメント対策強化月間」に当たり、埼玉県と連携して、以下の個別相談会やセミナー等を実施し、法に基づくパワーハラスメント防止対策を各企業が講じることによりハラスメントのない職場づくりを推進するとともに、ハラスメントのない社会の実現に向けて気運の醸成を図っていきます（資料2）。

■開催概要

1 職場のハラスメント個別相談会（資料2、3）

【日時】令和4年12月23日（金）・26日（月）・27日（火）9:30～16:00

事前予約制

【場所】埼玉労働局 会議室

（さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
JR「さいたま新都心駅」西口すぐ）

2 セミナー

(1) 勤労者向けセミナー

「職場におけるハラスメント対処法」(資料2、4)

【日時】令和4年12月21日(水) 18:30～20:00

【場所】飯能市役所 本庁舎 別館会議室2・3

(飯能市双柳1-1 JR八高線・西武池袋線「東飯能駅」東口より徒歩約8分)

【内容】

- ・各種ハラスメントの基礎知識
- ・ハラスメントの実態と事例
- ・職場におけるハラスメントへの対処法

講師 公認心理師・産業カウンセラー 宮川 浩一 氏

(2) 事業者向けセミナー

① 「事例に学ぶ職場のハラスメント対策講座」(資料2、5)

【日時】令和4年12月15日(木) 14:00～16:00

【場所】ソニックシティビル棟 6階 602会議室

(さいたま市大宮区桜木町1-7-5 JR「大宮駅」西口より徒歩約3分)

【内容】

- ・法制度説明

講師 埼玉労働局雇用環境・均等室職員

- ・組織におけるハラスメント対策の必要性、具体的事例に学ぶハラスメント対策

講師 社会保険労務士・産業カウンセラー 稲葉 光弘 氏

- ・個別相談会(事前予約制・先着順)

② オンデマンド配信セミナー「今押さえておきたい！職場のハラスメント対策のポイント」(資料2、5)

【配信期間】令和4年12月1日(木)～令和5年3月17日(金)

【内容】

- ・ハラスメントの基礎知識と現状
- ・今、組織が取り組むべきハラスメント対策のポイント
- ・ハラスメントの事例と対処法

講師 公認心理師・産業カウンセラー 宮川 浩一 氏

③ オンデマンド配信セミナー「今、企業に求められるカスタマーハラスメント対策」(資料2、6)

【配信期間】令和4年9月21日(水)～令和5年3月17日(金)

【内容】

- ・カスタマーハラスメントの基礎知識と対策の必要性
- ・カスタマーハラスメントの実態と対応例
- ・企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策

講師 特定社会保険労務士 高木 美香 氏

(3) 働く女性のハラスメント対策セミナー(資料2、7)

【日時】令和4年12月16日(金) 18:00～19:30 オンライン開催(Zoom)

【内容】

- ・ハラスメントの種類・現状、事例から考える対処法等

講師 人事労務コンサルタント 小木曾 伸 氏

本月間中および本月間以外の期間も、職場のハラスメントに関するご相談に対応しています

○ 埼玉労働局

<電話相談>

埼玉労働局 雇用環境・均等室

- ・パワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）でお悩みの方

048-600-6262（9:00～17:00 土日祝日年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

- ・セクハラ・いわゆるマタハラでお悩みの方

- ・企業のハラスメント防止対策について

048-600-6210（8:30～17:00 土日祝日年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

<来庁相談>

埼玉労働局 雇用環境・均等室

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

JR「さいたま新都心駅」西口すぐ

○ 埼玉県

<電話相談>

労働相談センター

048-830-4522（9:00～16:30 土日祝日年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

○ ハラスメント悩み相談室 厚生労働省委託事業（委託運営：東京リーガルマインド）

夜間・土日・メール・SNSによる相談窓口

<電話相談> 0120-714-864 ^{ナ イ ヨ ハ ラ ス} 携帯電話、スマートフォン可

受付時間：月曜から金曜 17:00～22:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

<メール相談・SNS相談> 24時間受付・携帯電話、スマートフォン可

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



本月間は、埼玉県公労使会議(※)が主催して、県内主要労使団体も参加して実施されます。

※公労使会議参集機関・団体

埼玉労働局 埼玉県 連合埼玉 （一社）埼玉県商工会議所連合会 埼玉県商工会連合会

埼玉県中小企業団体中央会 （一社）埼玉県経営者協会 埼玉中小企業家同友会

<添付資料>

資料1 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました！

資料2 12月は職場のハラスメント対策強化月間です

資料3 職場のハラスメント個別相談会のお知らせ

資料4 令和4年度埼玉県労働セミナー（飯能会場）

資料5 令和4年度埼玉県労働セミナー（大宮会場・オンデマンド配信）

資料6 令和4年度埼玉県労働セミナー（動画配信）

資料7 働く女性のハラスメント対策セミナー（Zoom開催）

令和4年
4月1日より

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されました！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワハラ防止措置は、令和4年4月1日から義務化されました。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素**全てを満たす**行為をいいます。

- ① **優越的な関係を背景とした言動**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの**
- ③ **労働者の就業環境が害されるもの**

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

(1) 事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
(2) 相談に応じ、適切 に対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
(3) 職場におけるパワ ハラに関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
(4) 併せて講ずべき 措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止 されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制**を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと
(コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示す**こと
 - ・ **他の事業主が雇用する労働者** ・ **就職活動中の学生等の求職者**
 - ・ 労働者以外の者 (**個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等**)
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・ **相談体制の整備**
 - ・ **被害者への配慮のための取り組み**
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
 - ・ **被害防止のための取り組み** (マニュアルの作成や研修の実施等)

埼玉労働局のホームページから、法律の詳しい内容や解説動画、規定例等がご覧いただけます。
社内の体制整備に是非ご活用ください。



埼玉労働局 雇用環境・均等室 048-600-6210

お問い合わせ先

受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

12月は

職場のハラスメント 対策強化月間です

～県内企業の職場におけるハラスメント対策の取組を支援します!～

パワハラ防止措置が令和4年4月から全企業に義務化されました

事業主が
雇用管理上
講ずべき措置

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- プライバシー保護、不利益取扱いの禁止



個別相談会やハラスメント
防止措置等のハラスメント
対策の情報はこちら

セミナー・研修会

勤労者向け
労働セミナー



職場におけるハラスメント対処法

公認心理師・産業カウンセラー 宮川 浩一 氏

日時●12月21日(水) 18:30～20:00 会場●飯能市役所 本庁舎 別館会議室2・3

セミナーの詳細・
お申し込みは▶

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」



事業者向け
労働セミナー



事例に学ぶ職場のハラスメント対策講座

社会保険労務士・産業カウンセラー 稲葉 光弘 氏

日時●12月15日(木) 14:00～16:00 会場●ソニックシティビル棟 6階 602会議室

セミナー終了後の個別相談会あり(要予約)



今押さえておきたい!職場のハラスメント対策のポイント

オンデマンド配信 (12月1日(木)～)

公認心理師・産業カウンセラー 宮川 浩一 氏



今、企業に求められるカスタマーハラスメント対策

オンデマンド配信中

特定社会保険労務士 高木 美香 氏

働く女性の
ハラスメント
対策セミナー



働く女性をめぐるハラスメントの現状と対処法

～職場でハラスメントにあわない、ハラスメントを起こさない～

人事労務コンサルタント 小木曾 伸 氏

日時●12月16日(金) 18:00～19:30 オンライン開催(Zoom)

職場のハラスメント個別相談会

日時●12月23日(金)・26日(月)・27日(火) 9:30～16:00

事前予約制 勤労者・事業者どちらも相談可能

会場●埼玉労働局(さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階)

申込先●埼玉労働局雇用環境・均等室(電話048-600-6210)

電話でも相談を受け付けています

埼玉労働局雇用環境・均等室 ☎048-600-6210
(8:30～17:00 土日祝日年末年始を除く)

埼玉県労働相談センター ☎048-830-4522
(9:00～16:30 土日祝日年末年始を除く)

主催:埼玉県公労使会議

埼玉労働局 埼玉県 連合埼玉 (一社)埼玉県経営者協会

(一社)埼玉県商工会議所連合会 埼玉県商工会連合会

埼玉県中小企業団体中央会 埼玉中小企業家同友会

本強化月間に関するお問合せ先

埼玉県多様な働き方推進課

☎ 048-830-4518



職場のハラスメント個別相談会のお知らせ

日時

令和4年12月23日(金)・26日(月)・27日(火)

① 9:30~10:30

② 11:00~12:00

③ 13:30~14:30

④ 15:00~16:00

会場

埼玉労働局 会議室

さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16 階

対象

人事労務担当者・労働者等

事前予約制

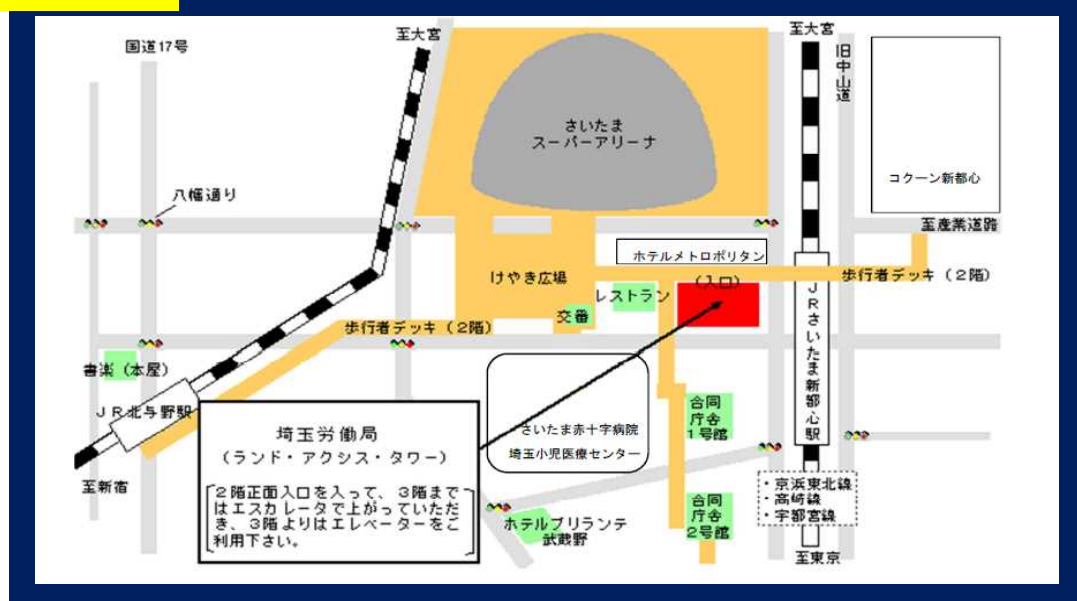
予約方法

お電話で希望日と希望時間をお知らせください

埼玉労働局雇用環境・均等室指導班

☎ 048-600-6210

会場地図



秘密嚴守！

相談無料！

**専門相談員が
対応！**

JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線さいたま新都心駅西口を出て最初のビル（進行方向の左側）

JR 埼京線北与野駅より徒歩 6 分

■ 新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください。

①マスク着用 ②手洗い・うがい、咳エチケット ③体調がすぐれない場合はご来庁をお控えください。

参加
無料

セミナーを受講された方には、その場で受講証明書を発行します！

令和4年度 埼玉県労働セミナー



埼玉県マスコット
コバトン

職場におけるハラスメント対処法

(内容)

- ・各種ハラスメントの基礎知識
- ・ハラスメントの実態と実例
- ・職場におけるハラスメントへの対処法

飯能会場

12月21日（水）

18:30～20:00

（18:00受付開始）

定員数：30名

（先着順・事前申込み要）

対 象：主に勤労者

その他関心のある方

会 場：飯能市役所 本庁舎

別館会議室2・3



講 師

公認心理師
産業カウンセラー

宮川 浩一 氏

○講師プロフィール

株式会社NextEAP代表取締役。一般社団法人中小企業EAP
普及推進協議会代表理事。

組織の活性化、職場改善の取組等を中心としたメンタルヘルス
対策、ハラスメント対策のサポートを得意としている。

主 催 彩の国  埼 玉 県

 飯 能 市

参加
無料

12月は職場のハラスメント対策強化月間です

【事業者向けセミナー】

令和4年度 埼玉県労働セミナー

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」

会場開催

事例に学ぶ
職場のハラスメント対策講座

(内容)

- 1 埼玉労働局職員による法制度説明
 - 2 講義
 - ・組織におけるハラスメント対策の必要性
 - ・具体的事例に学ぶハラスメント対策
- ※講義終了後、ハラスメントに関する個別相談会を開催します。(事前予約制・先着順)

12月15日(木)

14:00~16:00

(受付開始:13:30)

定員数:40名

(先着順・事前申込み要)

会場:ソニックシティビル棟
6階 602会議室▶ JR大宮駅
西口より徒歩約3分講師
社会保険労務士
産業カウンセラー

稲葉 光弘 氏

○講師プロフィール

20年間の会社勤務を経て、2012年社会保険労務士として独立開業。

現在は、顧問先や相談機関での相談業務、私立大学キャリアセンターの就職活動アドバイザーのほか、公益財団法人や私立大学、専門学校の講師として幅広く活動中。

オンデマンド配信

今押さえておきたい！
職場のハラスメント対策のポイント

(内容)

- ・ハラスメントの基礎知識と現状
- ・今、組織が取り組むべき
ハラスメント対策のポイント
- ・ハラスメントの事例と対処法

配信期間

12月1日(木)

~令和5年3月17日(金)

※埼玉県公式YouTubeで配信

申込期限

令和5年3月14日(火)まで

講師
公認心理師
産業カウンセラー

宮川 浩一 氏

○講師プロフィール

株式会社NextEAP代表取締役。一般社団法人中小企業EAP普及推進協議会代表理事。

組織の活性化、職場改善の取組等を中心としたメンタルヘルス対策、ハラスメント対策のサポートを得意としている。

主催

彩の国



埼玉県

埼玉労働局

お申込み（インターネットのみの受付となります。）

会場開催

事例に学ぶ職場のハラスメント対策講座

右の二次元コードまたは「埼玉県労働セミナー」で検索！

【注意事項】

- ・個別相談会は、当セミナー申込完了後に申込可能となります。
申込完了後に送付される通知メールをご確認ください。
- ・個別相談会は先着順にて相談の順番を決定するため、講義終了後から相談開始までお待ちいただく場合がございます。
- ・相談時間は1社につき30分以内となります。



URL https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=42685

会場のご案内

ソニックシティビル棟 6階 602会議室

【所在地】

さいたま市大宮区桜木町1-7-5

【アクセス】

JR大宮駅西口から徒歩約3分



【ご参加にあたってのお願い】

- ◇マスク着用での受講にご協力をお願いします。
- ◇発熱など風邪の諸症状のある方、体調不良の方の参加はご遠慮ください。
- ◇咳や発熱の有無を確認します。入室時の体温測定にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症 拡大防止措置について

本セミナーは以下の方針にて開催いたします。

- ① マスクの着用、消毒の徹底、こまめな換気、検温の実施、密集の回避、参加者の把握（事前予約制）など感染防止対策を徹底します。
- ② 講師はマスクを着用し、セミナーはスクール形式で実施します。

- ※ 御記入いただいた個人情報、当講座の実施に関すること以外には使用いたしません。ただし、当セミナーにおいて新型コロナウイルス感染症等の感染者が発生した場合、保健所等関係機関に個人情報を提供する場合もございますので、御了承ください。
- ※ 受付は先着順とさせていただきます。お申込みが定員を超え、受講をお断りさせていただく場合や、感染症の状況、その他天候災害等により、開催を中止する場合には、主催者から御連絡いたします。

オンデマンド 配信

今押さえておきたい！職場のハラスメント対策のポイント

右の二次元コードまたは「埼玉県労働セミナー」で検索！

【注意事項】

- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・当セミナーは受講証明書は発行いたしません。
- ・お申込み完了後、動画配信開始日までに動画URL及び講義テキストなどの関係資料をメールにてお送りします。



URL https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=42686

お問合せ先

埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課

TEL 048-830-4515 FAX 048-830-4821

Mail a3960-09@pref.saitama.lg.jp

令和4年度

対象：事業者・その他関心のある方

資料6

埼玉県労働セミナー【動画配信】

今、企業に求められる カスタマーハラスメント対策

参加
無料

★ 講義内容 ★

- カスタマーハラスメントの基礎知識と対策の必要性
- カスタマーハラスメントの実態と対応例
- 企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策

近年、職場におけるカスタマーハラスメント（顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為）が多発しています。

カスタマーハラスメントは従業員に過度な精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースもみられるなど、企業や組織に多大な損失を招くことも想定されます。

本セミナーでは、カスタマーハラスメントに関する基礎知識や、従業員を守るための対応法について専門家が詳しく解説します。

配信期間

令和4年9月21日（水）～ 令和5年3月17日（金）
※埼玉県公式YouTubeで配信

申込期限

令和5年3月14日（火）まで



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

講師



特定社会保険労務士

高木 美香 氏

講師プロフィール

- ◆さいたま市に高木美香社会保険労務士事務所を設立。
- ◆社会保険労務士として、企業の人事労務相談を受けるほか、キャリアコンサルタントとして働く人からのキャリア相談や就職に関する支援を行っている。

対象者

事業者・その他関心のある方

お申込み方法（インターネットのみの受付となります）

※申込期限：令和5年3月14日（火）まで

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=35792

今、企業に求められる カスタマーハラスメント対策



【右の二次元コード】または「埼玉県 労働セミナー」で検索！

（内容）

- カスタマーハラスメントの基礎知識と対策の必要性
- カスタマーハラスメントの実態と対応例
- 企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策

※ 御入力いただいた個人情報は、動画URLの送付など、当講座の実施に関すること以外には使用いたしません。

注 意 事 項

- ・ 通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・ 視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・ 当セミナーは受講証明書を発行いたしません。
- ・ お申込み完了後、動画配信開始日までに動画URL及び講義テキストなどの関係資料をメールにてお送りします。

お 問 合 せ 先

埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課

TEL 048-830-4515 FAX 048-830-4821

Mail a3960-09@pref.saitama.lg.jp

働く女性の ハラスメント対策 セミナー



働く女性をめぐるハラスメントの現状と対処法
～職場でハラスメントにあわない、ハラスメントを起こさない～

無料
予約制

令和4年 **12月16日**（金）
18:00～19:30

対象

働く女性
働きたい女性

形式

オンライン（Zoom）

申込

12月14日（水）17時 締切
電子申請でお申込みください
右側の二次元コード または
下記のURLからお願いします



※ お申込みにあたり、いただいた個人情報は当事業の運営実施のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

詳細は
裏面へ

お問合せ先

埼玉県産業労働部 人材活躍支援課 女性活躍支援担当

TEL 048-830-4541 E-mail a4540-09@pref.saitama.lg.jp

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0816/jyosei-onestopservice.html>



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

主な内容

ハラスメントのない職場は、誰にとっても働きやすい職場です。
しかし、実際にはセクハラ、マタハラ、パワハラなど様々なハラスメントは身近なところでも起こっています。
被害者にも、加害者にもならないために、ハラスメントについて学んでみませんか。

- ・ ハラスメントの種類・現状
- ・ 事例から考える対処法
- ・ 相談窓口と法的処置
- ・ 働く側が知っておきたいハラスメントに関するルール
- ・ 質疑応答



講師紹介



人事労務コンサルタント
小木曾 伸 氏

1980年 慶応義塾大学文学部心理学科卒業

1984年 社会保険労務士試験合格

約30年間民間会社の人事労務関連部署に勤務。
製薬会社で人事課長、ペットフード会社で人事部長を経験。
東京労働局と埼玉労働局で労働相談を行う。
令和3年3月まで埼玉県庁で「仕事と生活の両立支援相談員」
として勤務。

女性キャリアセンターからのお知らせ

当センターでは、面談・オンラインによるキャリアカウンセリングや各種イベント、セミナー、求人検索、
求人紹介など多数のメニューをご用意しております。

女性キャリアセンター 検索



埼玉県「女性の『働く』を応援するワンストップサイト」のお知らせ

働く女性、働きたい女性の抱える様々な疑問、悩み、関心に対して
ワンストップで情報提供を行うサイトです。ご活用ください。

埼玉県 女性 ワンストップ 検索



オンラインセミナーについて

- ・ オンラインでのセミナーは、Zoomを利用して行います。
- ・ PC、タブレット、スマートフォンを使ってご参加いただきます。
- ・ インターネット接続環境が必要となります。
- ※ Zoomの操作方法については、Zoom公式ホームページをご覧ください。
- ・ 通信料は自己負担となります。
- ・ お申込みいただいた方のみ受講いただけます。
- ・ 複数端末からの受講は禁止いたします。
- ・ セミナー内容の録音録画、web等外部への公開は固くお断りいたします。
- ・ こちらのセミナーは受講証明書が発行されません。予めご了承ください。

